

# 西宮市住宅リフォーム事業 Q&A

## 5. その他

(1)	リフォームについて、工事費が適正かどうか、見積の見方がわからない等で相談したいのですが	リフォームに関する国土交通大臣指定の相談窓口が以下の機関になります。 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター(住まいるダイヤル) ☎ 0570-016-100 あるいは 03-3556-5147
(2)	リフォーム工場の現場を職員が確認に来ることがありますか？	必要に応じて現地調査を行うことがあります。その場合は事前に都合の良い日時等を確認させていただきますのでご協力をよろしくお願い致します。
(3)	面倒になったので交付を受けたリフォームを辞めたいと思います。このままスルーしても大丈夫ですよね？	交付を受けたものについては「辞退届」の提出をお願いしています。 辞退届なき辞退の場合は、リフォームを実施したと見做され、以降の応募が無効になりますのでお気をつけ下さい。